

社会福祉法人迦陵園役員等報酬支給及び実費弁償に関する規定

(目 的)

第1条 社会福祉法人迦陵園の役員（理事、監事）、評議員及び評議員選任・解任委員は、理事長が招集した会議に出席及び法人運営の業務にあたった場合に、定款及び評議員選任・解任委員会運営細則に基づき報酬を支給する。なお、公共交通機関を利用した場合は実費弁償する。

ただし、迦陵園職員として給与が支払われている法人役員には適用しない。

(報酬の額)

第2条 第1条に規定する会議に出席及び業務にあたった場合、1回につき5千円（所得税控除後）とする。

ただし、同日に同一会場で複数の会議に出席した場合には、1回分のみの支給とする。

(実費弁償)

第3条 実費弁償の額は、当該公共交通機関往復運賃相当額を支給する。

(委 任)

第4条 この規定に定めるものの他、報酬及び実費弁償の支給に関する必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この規定は、2005年5月1日から施行することとし、社会福祉法人迦陵園報酬規程は廃止する。

- 1 2015年9月 9日一部改正
- 2 2017年3月16日一部改正
- 3 2020年6月24日一部改訂
- 4 2021年3月 9日一部改訂
- 5 2021年6月29日一部改訂